

入札公告

(総合評価落札方式)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年4月30日

支出負担行為担当官代理

北海道運輸局総務部長 桑山 秀也

1. 競争入札に付する事項

- (1) 契約件名 自動車交換契約
- (2) 納入場所 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和3年8月31日(火)
- (4) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり

2. 電子調達システムの利用

本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出し、紙入札に変えることができる。

3. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 令和1・2・3年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 電子調達システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。
- (6) 労働者派遣法(第3章第4節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分(指導を含む)を受けた日から5年を経過しない者でないこと。(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。)
- (7) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)

4. 契約条項を示す場所、入札説明書の交付

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所
〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎
北海道運輸局総務部会計課
- (2) 入札説明書の交付方法
公告の日から証明書等の提出期限の前日までの土曜、日曜及び祝日を除く8時30分から

12時まで及び13時から17時15分までの間、随時交付する。

または、北海道運輸局ホームページ上からのダウンロード。

(北海道運輸局ホームページ入札・契約情報)

http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/kakusyu/nyuusatsu_keiyaku/index.html

5. 入札書の提出場所等

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 電子調達システムのURL

電子調達システム

<https://www.nvusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>

政府電子調達（GEP S）

<https://www.geps.go.jp/>

(3) 紙入札方式による入札書の提出場所

北海道運輸局総務部会計課

(4) 電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の提出期限及び紙入札方式による証明書等の提出期限

令和3年5月19日（水） 15時00分

(5) 電子調達システムによる入札書の提出期限及び紙入札方式による入札書の提出期限

令和3年5月20日（木） 15時00分

(6) 開札の日時及び場所

令和3年5月21日（金） 13時00分 北海道運輸局総務部会計課事務室

6. 入札保証金及び契約保証金

免除

7. 契約書作成の要否

要

8. 入札の無効

本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9. 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

10. 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

11. その他

詳細は、入札説明書による。